

よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症）

陽性者の方や濃厚接触者の方などからいただく、よくある質問をまとめました。
お問い合わせいただく前に、一度ご確認をお願いします。

1 陽性者について

問1-1 医療機関での検査の結果、陽性と診断されました。保健所から連絡はきますか。

山形県では、令和4年9月14日からの緊急避難的な対応として発生届の届出対象範囲を限定する取扱いを開始しました。

発生届の届出対象に該当する方（届出対象者）には、保健所から電話で連絡します。

届出対象に該当していない方（届出対象外の方）には、保健所からの電話連絡はありません。

<発生届対象>

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、④妊婦の方

問1-2 抗原検査キットで自ら検査を行ったところ、陽性の結果が出ました。どうすればよいですか。

薬局やネット販売等で購入した抗原検査キット（医薬品として国の承認を受けたものに限る）で検査を行い、医療機関で新型コロナ陽性の診断を受けていない方のうち一定の条件を満たす方は、医療機関を受診せずに確定診断を受けることができます。

詳しくは下記ページを参照ください。

▶陽性者登録フォーム（自己検査等で陽性となった方）〔山形県ホームページ〕

https://www.pref.yamagata.jp/090016/touroku_center.html

登録方法に関する相談窓口 050-5444-2359（9:00～17:00）

問1-3 療養はどこですればよいですか。

基本的に自宅療養となります。

宿泊療養所での療養も可能ですが、入所には一定の条件があり、外出禁止などの制約があるほか、空き部屋数の状況により利用できない場合があります。

詳しくは下記ページを参照ください。

▶陽性者健康フォローアップセンターについて〔山形県ホームページ〕

https://www.pref.yamagata.jp/090016/followup_center.html

問1-4 発症日とはいつを指しますか。

発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日となります。

問1-5 学校や職場への連絡はどうしたらいいですか。

本人（もしくは家族）から学校や職場に連絡をお願いします。

2 療養期間について

問2-1 いつまで療養すればよいですか。

【症状がある場合】

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまでです。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
発症日	療養期間（7日間）							療養解除			
	感染予防行動の徹底（※）										

※ ただし、10日目までは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【症状がない場合】

検体採取日から7日間経過するまでです。

ただし、5日目に抗原定性検査キットによる自己検査で陰性を確認した場合は、5日間に短縮が可能です。

【通常時】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体採取日	療養期間（7日間）							療養解除
	感染予防行動の徹底（※）							

【検査実施時】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
検体採取日					検査実施	療養解除	
	感染予防行動の徹底（※）						

※ ただし、7日目までは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【無症状者が途中で症状が出た場合】

当初無症状の方であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算となり、療養期間は変更となります。

《参考》療養期間計算シート（エクセル：14KB）

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/26702/keisanshi-to.xlsx>

問2-2 「症状軽快」とはどのような状態ですか。

解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

問2-3 療養終了日には何か連絡はありますか。

所定の期間が過ぎましたら、ご自身で療養を解除してください。

療養解除後は出勤、登校が可能です。

問2-4 療養期間中に外出することは可能ですか。

有症状の方で症状軽快から24時間経過した方や無症状の方については、自主的な感染予防行動（※）の徹底を前提として、食料品等の買い出しなど「必要最小限」の外出を行うことは可能です。

※ 外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用することや、移動時は公共交通機関を使わないこと等

3 自宅療養について

問3-1 療養中に体調が悪くなりました。どこに相談したらいいですか。

救急者を呼ぶかどうか対処に迷う場合や、問3-2に記載の緊急性が高い症状がみられた場合などは、かかりつけ医に相談いただくか、山形県陽性者健康フォローアップセンター 050-5530-2138（24時間対応）に相談ください。

問3-2 どのような症状の変化に気をつければいいですか。

注意して確認いただきたい、緊急性が高い症状は下記のとおりです。

【表情・外見】

顔色が明らかに悪い（※）、唇が紫色になっている、いつもと違う・様子がおかしい（※）

【息苦しさ等】

息が荒くなった（呼吸数が多くなった）、急に息苦しくなった、生活をしていて少し動くと息苦しい、胸の痛みがある、横になれない、座らないと息ができない、肩で息をしている、突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた

【意識障害等】

ぼんやりしている（反応が弱い）（※）、もうろうとしている（返事がない）（※）、脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

※ 家族等が確認した場合の症状

問3-3 市販の解熱剤は服用しても問題ないですか。

問題ありません。必ず用法・用量等をご確認の上、ご使用ください。

なお、以下のような場合には主治医や薬剤師にご相談ください。

- 他のお薬を服用している場合や、妊娠中、授乳中、高齢者、胃・十二指腸潰瘍や腎機能低下など病気療養中の場合（飲める薬が限られていることがあります。）

- ・薬などによりアレルギー症状やぜんそくを起こしたことがある場合
 - ・激しい痛みや高熱など、症状が重い場合や、症状が長く続いている場合
- 詳しくは下記ページを参照ください。

▶新型コロナウイルス最前線〔厚生労働省ホームページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202110_00003.html

問3-4 療養証明書は発行されますか。

【発生届対象の方（※）】

保健所が発行しますので、健康観察等の連絡を差し上げた保健所に連絡ください。また、厚生労働省のMyHER-SYSに登録いただくと、電子版の療養証明書が使用できます。（IDは保健所が付与します。）

なお、医師から「みなし陽性」（同居家族が検査で陽性判明した方に症状が現れた場合、医師の判断で検査を行わずに陽性とみなす）の診断を受けて発生届が出されている方は、MyHER-SYSの療養証明書の利用ができません。

※ 発生届の対象者

- ①65歳以上の方、
- ②入院を要する方、
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、
- ④妊婦の方

【発生届対象外の方】

療養証明書は発行されません。陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどで代替いただきますようお願いいたします。

詳しくは下記ページを参照ください。

▶就業制限通知書（療養証明書）の発行について〔山形県ホームページ〕

<https://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/ryouyousyoumei.html>

4 濃厚接触者について

問4-1 誰が濃厚接触者にあたりますか。

陽性と診断された方と同居されている方（ご家族等）は、濃厚接触者になります。

なお、現在、ハイリスク施設（病院、高齢者施設等）を除き、保健所での濃厚接触者の特定・連絡は行っていません。

問4-2 事業所や学校で陽性者が発生しました。どう対応すればよいですか。

一般の事業所（病院、高齢者施設等のハイリスク施設を除く）や学校については、保健所による一律の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定は行いません。

陽性者が発生した施設の管理者は、施設内の陽性者との接触者に対して、陽性者発生について周知をお願いいたします。

問4-3 濃厚接触者はいつまで自宅待機すればいいですか。

感染者の発症日（無症状者の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方（最終接触）を0日目として5日目（6日目解除）です。

なお、待機期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いて検査（自費検査）し、陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触・ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用を避ける等の対応をお願いします。

詳しくは下記ページを参照ください。

▶陽性者の療養期間・濃厚接触者の待機期間について〔山形県ホームページ〕

<https://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/corona-syugyouseigen2022.html>